



まちの未来を担う、子育て世帯を応援します！！

和束町子育て応援給付金のご案内

未来を担う子どもの出生を祝うとともに、子どもの健やかな成長を願い、育児環境の向上及び子育て世帯の定住を促進することを目的に和束町独自の制度として、子育て応援給付金支給事業を実施しています。

1. 支給対象児

令和4年4月1日以降に出生され、出生時に和束町の住民基本台帳に登録されている新生児

2. 受給権者・支給額

新生児の出生時から引き続き町の住民基本台帳に登録されており、出生時から6か月以上町に住所有する意思のある保護者に対し、**支給対象児一人につき10万円**を支給します。

3. 申請から決定までの流れ

和束町 : 令和4年4月1日以降に出生された支給対象児の保護者の方へ出生届提出時に申請書をお渡しします。

保護者 : 申請書受取後、**支給対象に該当する場合は**、申請書に記入の上、**必要書類を添付**していただき、申請期限内に和束町福祉課あて提出してください。（※郵送可）

和束町 : 提出された申請書の審査を行い、支給対象として決定した場合は、**支給決定した旨を申請者に通知**すると同時に、給付金の振込手続きに入ります。（支給決定まで**概ね3週間程度**かかります。）
また、審査の結果、支給対象外となる場合は、その旨を通知します。
※ 申請書の記載漏れ等の不備により申請書を返送した場合などは、決定までに更に時間を要しますのでご了承ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

4. 支給制限

下記の(1)から(6)までのいずれかに、該当する方は、給付金の支給はできません。

- (1) 受給権者が、生活保護を受けているとき。
- (2) 支給対象児及び受給権者の町に住所を有する理由が、里帰り出産等の一時的なものと認められるとき。
- (3) 支給対象児又は受給権者が、住所及び居住要件に該当しなくなったとき。
- (4) 受給権者に町税の滞納があるとき。
- (5) 支給対象児が出生から申請時までの間に死亡したとき。
- (6) その他、町長が応援給付金の支給を適当でないと認めたとき。

5. 申請期限

新生児の出生日から **30日以内**

※申請期限を過ぎると給付できませんのでご注意ください。

こんなときはどうなるの？

Q. 給付金に税金はかかりますか？

A. 本給付金は、所得税法上の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、本給付金のみでは非課税となります。ただし、他の一時所得と合計して50万円を超える場合は、課税対象となります。

Q. 引っ越した場合には、給付金はどうなりますか？

A. 申請日から給付決定までの間に、町外に転出された場合は、本給付金は支給できません。
また、既に本給付金の支給を受けており、出生日から6か月未満で町外転出された場合は、支給している給付金は返還していただくこととなります。

Q. DVにより避難していますが、給付金はどうなりますか？

A. 配偶者（DV加害者）からの暴力により、町内に住民票を置き避難（配偶者と生計を別に）している場合、避難している方は給付金を受け取ることができる場合がありますので、お早めにご相談ください。

お問い合わせ

和束町役場 福祉課 電話：0774-78-3006

給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

ご自宅などに和束町福祉課から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに和束町福祉課又は最寄りの警察にご連絡ください。